

別紙

特定した行政文書	開示しない部分	開示しない理由
<p>平成17年度第9回山梨県情報公開審査会議事録</p>	<p>6 議事の概要にある「<u>発言者の姓</u>」</p>	<p>当該情報は、発言した委員がわかる情報であって、特定の個人を識別できるものであり、条例第8条第1号ただし書のイ、ロ及びハに該当せず同号本文に該当する。</p> <p>当該情報は、地方公共団体の附属機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあることから条例第8条第5号に該当する。</p>
	<p>6 議事の概要にある「<u>審議検討事項がわかる部分</u>」</p>	<p>当該情報は、地方公共団体の附属機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあることから条例第8条第5号に該当する。</p>
	<p>6 議事の概要の ・ 3頁の17行目にある「<u>大字、地番</u>」 ・ 3頁の21行目～22行目にある「<u>個人に関する情報</u>」 ・ 3頁の22行目にある「<u>地番</u>」 ・ 5頁の23行目にある「<u>大字、地番</u>」</p>	<p>当該情報は、特定の個人を識別できるものであり、条例第8条第1号ただし書のイ、ロ及びハに該当せず同号本文に該当する。</p>